



カジノ事業には 横浜市有地を使わせない — 住民監査請求によるチャレンジ—

2017年9月2日
かながわ市民オンブズマン
大川 隆司

山下ふ頭の位置



出典：Port of Yokohama



面積 47 ha

カジノ売上のモデルはシンガポール（MBS）と メルボルン（クラウン）の中間に設定

シンガポールMBS
(人口560万人) 2,500億円／年

横浜
(人口370万人) 1,700億円／年

メルボルン クラウン
(人口385万人) 1,400億円／年

マリーナベイサングズ(MBS)

ホテル 2,600室

会議・展示場 120,000m²

劇場 4,000人

入場客数 4,000万人/年

カジノ売上げ 2,500億円/年

カジノ以外 500億円/年

投資額 5,800億円

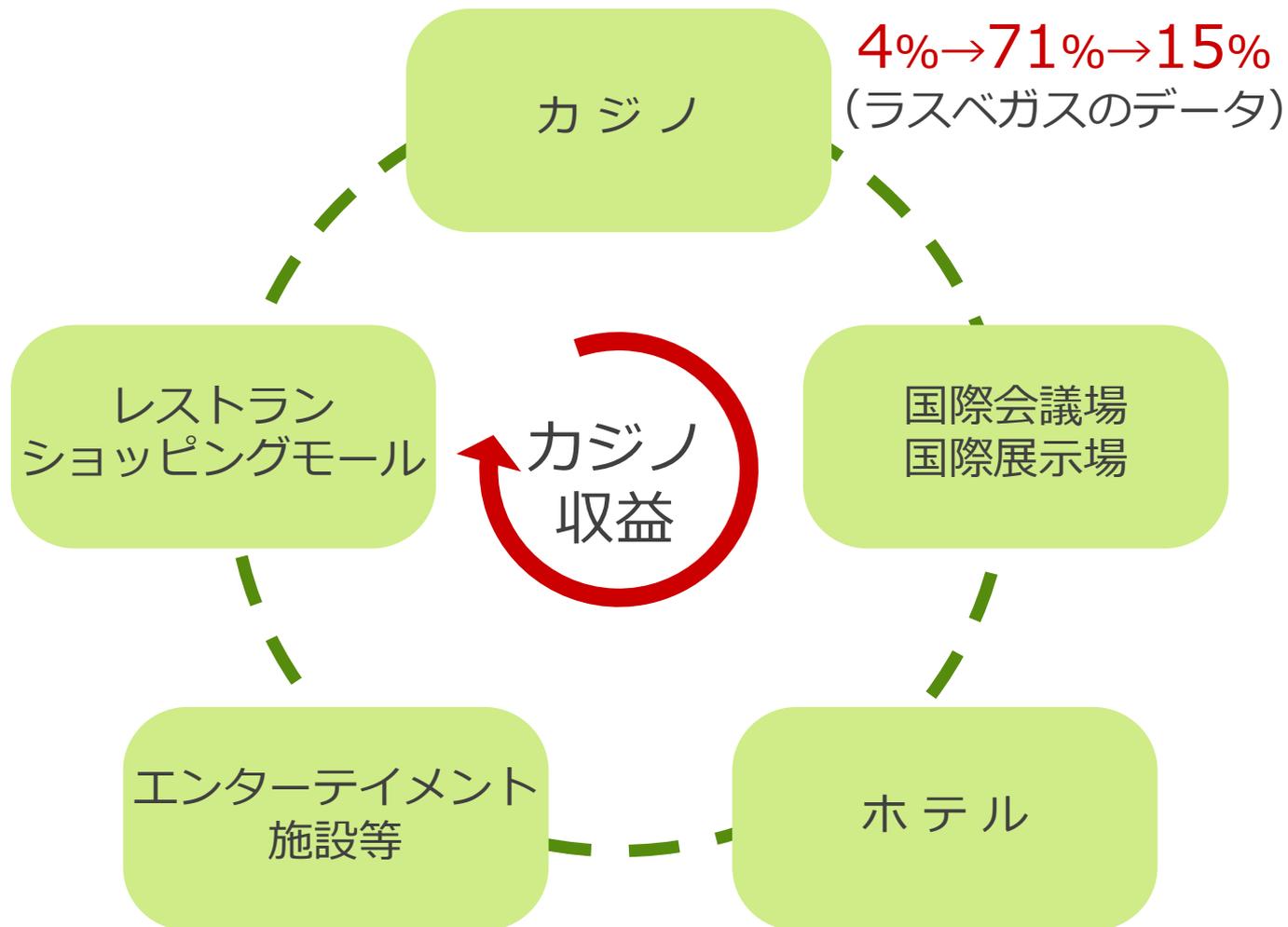
クラウンメルボルン



ホテル	1,600室
会議・展示場	40,000m ²
劇場	2,400人
入場客数	1,700万人/年
カジノ売上げ	1,400億円/年
カジノ以外	350億円/年
投資額	1,700億円

クラウンメルボルン夜景

IRのしくみ



事業者・区域は一体

最近の各紙世論調査から

メディア名	調査日	カジノ解禁に	
		反対	賛成
読売新聞	2016.12.2~4	57 %	34 %
朝日新聞	2016.12.17~18	64 %	27 %
共同通信	〃	69.9%	24.6%
日本経済新聞	2016.12.28~29	63 %	26 %
時事通信	2017. 7.7~10	66.8%	22.8%

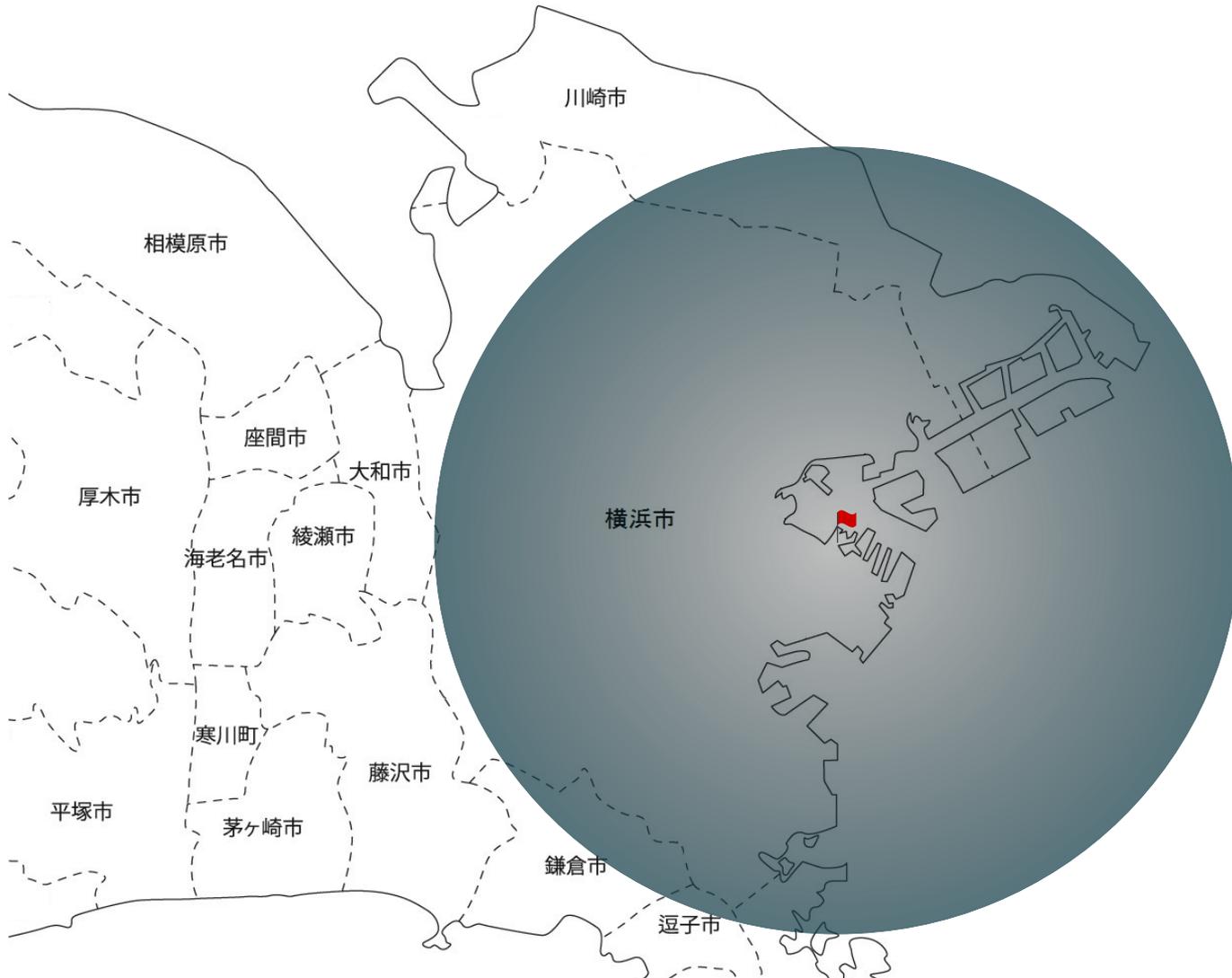
反対理由の55.7%は「**依存症が増加する**」

ギャンブル依存症の有病率（日本）

厚生労働省調査

調査年度／公表年	男性	女性	合計
2008／09	9.6%	1.6%	5.6%
2013／14	8.7%	1.8%	4.8%
2016予備調査 (11都市)	—	—	2.7%

依存症発生率が倍増する 10マイル(16km)ゾーンは、どこ迄？



パチンコとカジノの差

パチンコはリスクとリターンに一定の規制

リスク —— 1分間の発射数は400円(100個)以下

リターン — 1回の「大当たり」は9,600円(2400個)以下

(’18年2月からは6,000円以下に)

1時間の出玉は発射数の3倍未満

10時間の出玉は発射数の2倍未満

カジノのテーブルゲームは、青天井。

ギャンブル依存症防止対策の柱

① 広告規制

← IR区域内では自由

② 入場回数制限 (→ 回数 は 未定)

← 回数オーバーしたらパチンコへ

③ 入場料の賦課 (→ 金額 は 未定)

← シンガポール 8,000円

韓国 600円

日本は？

④ 本人・家族申告による利用制限措置

← 自覚なき発病には効果なし

結 論

ギャンブル依存症を予防する方法



カジノを作らせない、こと

監査請求理由の骨子

①公有地を敷地として提供し、カジノを作らせると、



ギャンブル依存症（精神疾患＝精神障害）が発生する。



②それは、自治体の「精神障害者発生予防義務」に反する。



③つまり、カジノに対する公有地の提供（当該行為）は、公有財産の違法・不当な処分にあたる。

厚労省も認めた精神疾患

厚生労働省 堀江裕障害保健福祉部長

「ギャンブル依存症は、WHOの診断基準におきまして、病的賭博というものとして分類がされておりますし…**精神疾患として認識**してございます。」（2016.12.2 国会答弁）

精神保健福祉法における 国及び地方公共団体の義務（第2条）

「国及び地方公共団体は、（中略）

精神障害者が**社会復帰**をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、（中略）

精神障害者の**発生の予防**その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。」

ギャンブルの社会的費用の大きさ

オーストラリア政府とビクトリア州政府の調査から



オーストラリアの人口
2,413万人 (2015)

ギャンブル依存症2.6%

ビクトリア州の人口
580万人 (2015)

ギャンブルの社会的コストの大きさ

1. オーストラリア政府の委託調査（1999）

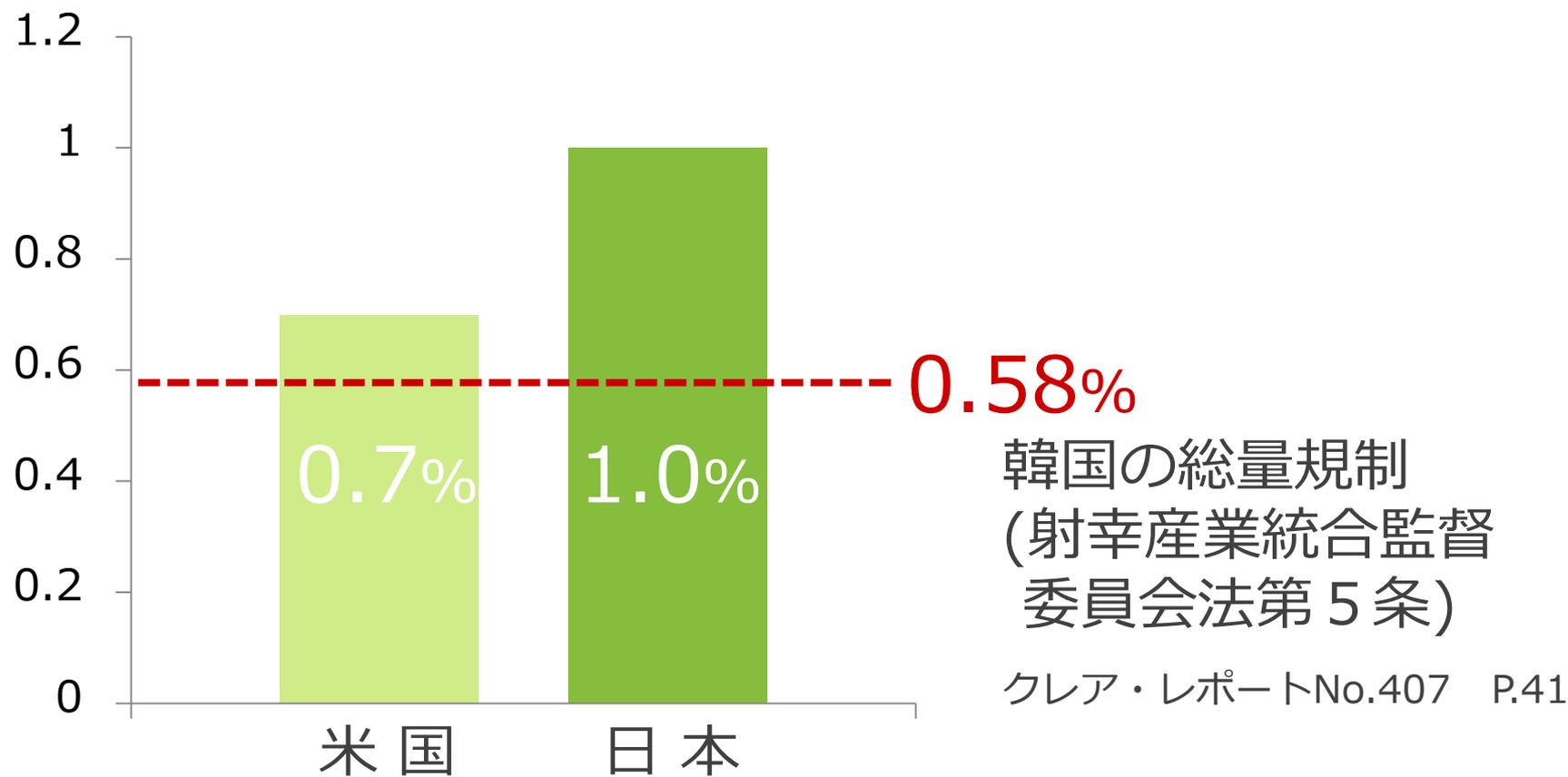
国全体で8,593億円 → 日本なら4.5兆円
→ 横浜なら1,326億円

2. ビクトリア州の政府委託調査（2012）

州全体で2,376億円 → 日本なら5.2兆円
→ 横浜なら1,526億円

国民の「ギャンブル性向※」に注目！

$$\text{※ギャンブル性向} = \frac{\text{ギャンブル支出}}{\text{G D P}}$$



請求する措置の内容



横浜市長

横浜市監査委員は、横浜市長に

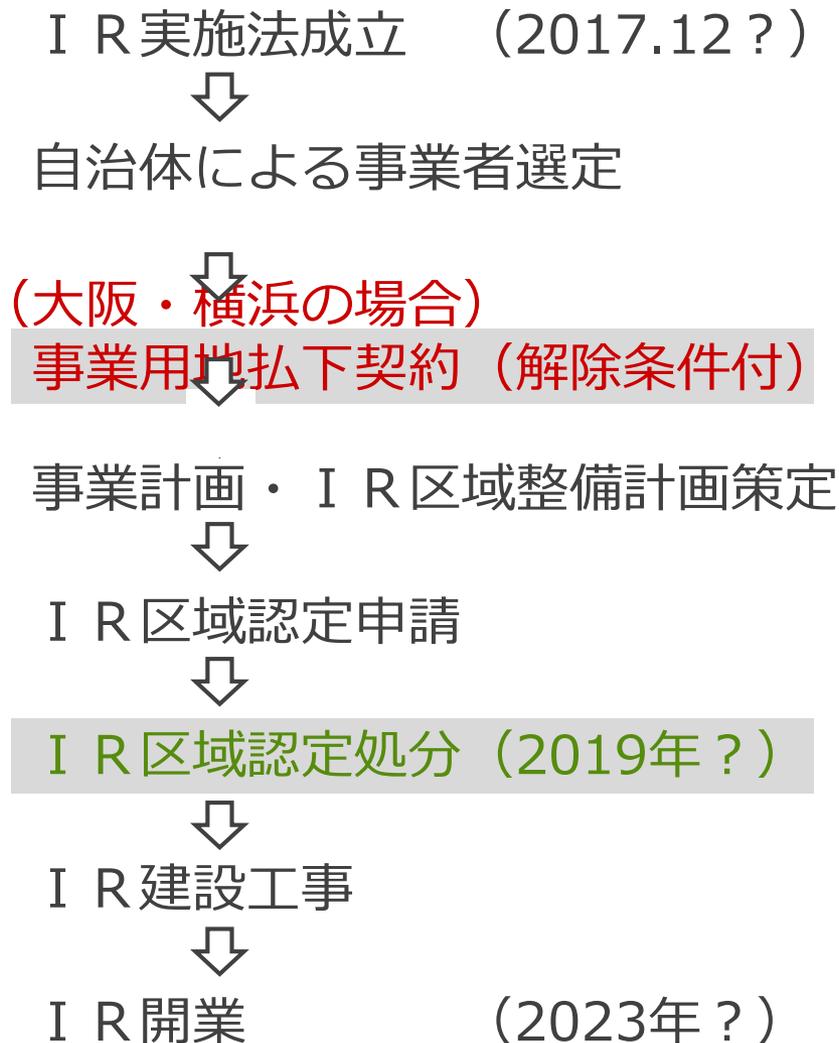
「カジノ事業者に対し、

山下ふ頭地区所在の横浜市有地を

払下げ又は貸与してはならない」

と勧告せよ。

I R 実現までのプロセスと法的阻止手段



監査請求・住民訴訟
(↑ 被告は横浜市長)
(払下前は) 差止請求
↓…変更可
(払下後は) 原状回復請求

抗告訴訟 (被告は国)
(認定処分前は) 認定差止請求
↓…変更可
(処分後は) 認定取消請求

9月6日請求へ

請求人（9/1現在）

団体：かながわ市民オンブズマン
自由法曹団神奈川支部

個人：311名

